

新型コロナウィルス感染拡大予防チェックシート

製造業用

大項目	チェック項目	チェック・自社における改善点等
①感染拡大 予防対策の体制	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体や業界団体などを通じ、新型コロナウィルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、対策の策定、変更について隨時検討できる体制を整える。 	
②健康管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●出勤前に体温や新型コロナウィルスへの感染を疑われる症状はないかを確認する。体調が思わしくなければ各種休暇制度を活用する。 	
③通勤体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワークや時差出勤、ローテーション勤務等の実施、あるいは自家用車による通勤など、公共交通機関の混雑緩和を図る。 	
④勤務体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●人員配置について、一定の距離(2mを目安)を保つようとする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを実践する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●就業中にマスクの着用を促す。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●機械換気をする。もしくは1時間に2回以上窓を開け換気する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●シフト勤務者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用することなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●工程ごとに区域を整理(ゾーニング)し、従業員が必要以上に担当区域と他の区域の間を往来しないようにする。また、一定規模以上の製造事業場などでは、シフトができる限りグループ単位で管理する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●共有する物品(テーブル、椅子など)は、定期的に消毒する。 	
⑤休憩・休息 スペースの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2mを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。 	
⑥トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ●トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。 	

新型コロナウィルス感染拡大予防チェックシート

製造業用

大項目	チェック項目	チェック・自社における改善点等
⑦設備・器具	●生産設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。	
	●工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。	
	●ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。	
	●ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。 ※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。	
⑧事業場への立ち入り	●一般向けの施設見学や取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。	
	●あらかじめ、外部関係者が所属する企業等に、製造事業場内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。	
⑨従業員に対する感染防止策の啓発等	●公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。	
	●作業服などを貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。	
	●患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。	
	●新型コロナウィルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。	
	●発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウィルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。	
	●過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。	

本チェックシートは日本経済団体連合会が公表している「製造事業場における新型コロナウィルス感染予防対策ガイドライン」を参考に、チェックシートとして整理したものです。

一部内容を割愛しているため、事業所の皆さまにおかれましては、「製造事業場における新型コロナウィルス感染予防対策ガイドライン」もあわせてご確認いただき、個々の業態などを考慮した創意工夫をお願いします。